

見 積 競 争 の 公 告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり請負契約について見積競争を実施します。

1. 見積競争に付する事項

- (1) 件 名 産業廃棄物（混合）搬出处分業務
- (2) 予 定 数 量 17,000kg（搬出予定回数：23回）
- (3) 廃棄物の種類 廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず
- (4) 搬 出 場 所 仕様書別紙のとおり
- (5) 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

3. 見積書及び見積競争に参加する者に必要な資格を有していることが分かる書類提出場所等

- (1) 場 所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
- (2) 連 絡 先 電話番号 029-853-3646
- (3) 提 出 期 限 令和8年3月6日 12時00分
見積競争結果については、電話等により行う。

4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 見積金額は、1kg当たりの単価とし、契約決定に当たっては、提示された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積もること。

5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（以下「規程」という）第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和8年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) つくば市もしくは茨城県の産業廃棄物（収集運搬業・中間処理業・最終処分業）の許可を受けていること。また、第三者が所有する中間処理場・最終処分場で処理する場合には、受け入れ体制が保証されていること。
- (6) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムJWNETの加入者であること。
- (7) 特定不利益処分を受けていないこと。

6. 契約書の作成等

契約締結に当たっては、契約書を作成する。(契約保証金は免除)

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、契約相手方及び契約金額を決定する。

令和8年2月27日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

仕 様 書

1. 件 名 産業廃棄物（混合）搬出处分業務
2. 予 定 数 量 17,000kg（搬出予定回数：23回）
3. 廃棄物の種類 廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず
4. 搬 出 場 所 筑波大学附属病院C棟北側集積場（別紙図面参照）
5. 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
6. 業 務 内 容

請負者は業務を実施するにあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）に基づき適正に行うものとする。なお、産業廃棄物マニフェストは、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムを用いて行うものとする。

7. 収集運搬及び処分

- (1) 請負者は、上記搬出場所にコンテナを常置し、満杯の都度4t車により搬出し、請負者所有又は第三者が所有し、受け入れ体制が保証されている中間処理場において破碎処理後、請負者所有又は第三者が所有し、受け入れ体制が保証されている最終処分場まで搬出し、埋め立てによる最終処分を行うものとする。
- (2) コンテナによる搬出日は、発注者が連絡するものとする。作業にあたっては、廃棄物が飛散等のないよう特に注意すること。

8. 作業の完了及び確認

請負者は、業務完了後に発注者の確認を受けるものとする。

9. 請負者の責務及び従事者の教育指導

- (1) 請負者は、本仕様書に基づき常に善良な管理者の注意をもって、安全かつ良好な状態に保つよう誠実に業務を履行するものとする。
- (2) 請負者は、発注者の許可なく第三者にこの権利を譲渡してはならないものとする。
- (3) 請負者は、従事者の風紀、衛生及び業務規律の維持に努めるとともに、職員及び患者等（以下「職員等」という。）に対し不快な言動、行動を行わせないものとし、従事者の身元については一切の責任を負うものとする。
- (4) 施設、設備及び職員等に損害を与えたときは、直ちに原状回復並びに損害賠償の責を負うものとする。
- (5) 業務中第三者から危害を加えられた場合、発注者は損害賠償等の責は負わないものとする。
- (6) 請負者は、業務上知り得た本院、職員及び患者等の個人情報及び不利益となる事項等を第三者に漏らし、他の目的に利用してはならない。また、本契約終了後も同様とする。

10. 経費の負担

本業務に係る一切の経費は、請負者の負担とする。また、本仕様書に記載されていない事項であっても業務の状況に応じて発注者が必要と認めた場合は、契約金額の範囲内で実施するものとする。

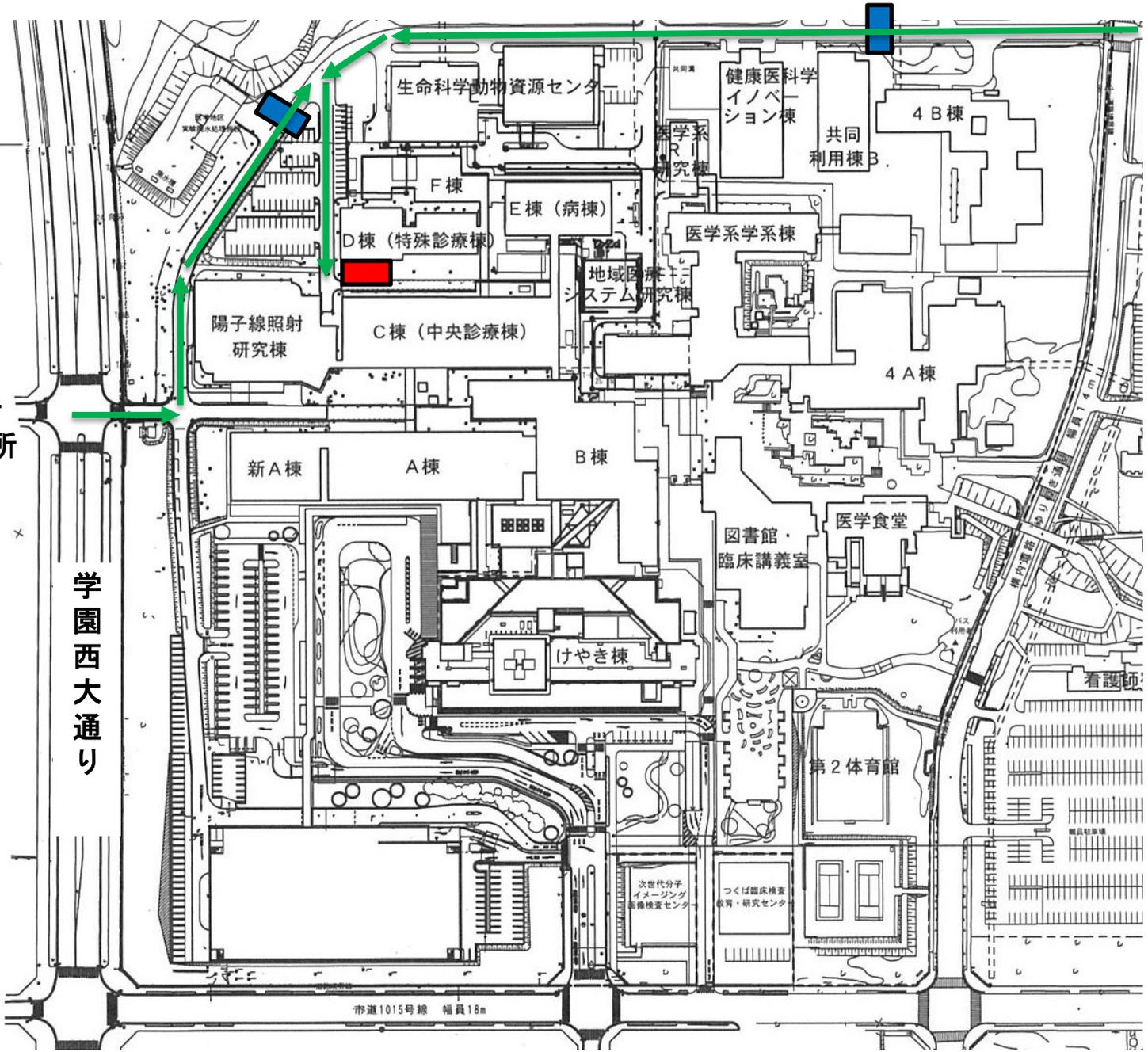
11. 代金の支払い

1か月分をとりまとめ、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課へ提出するものとし、業務完了確認後、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。

12. その他

- (1) 本仕様書に定めのない項目については発注者と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 契約の細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を適用するものとする。

- ゲート
- 集積場
コンテナ
設置場所



見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和8年3月6日 12時00分
場所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
電話番号 029-853-3646
- 2 見積書作成の注意
 - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
 - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
 - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 見積金額は、1kg当たりの単価とし、契約決定に当たっては、提示された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積もること。見積金額は、請負業務に係る消費税及び地方消費税を含まない1kg当たりの単価を記載すること。
- 5 見積競争に参加する者に必要な資格を有することが分かる書類
本学職員から当該書類等において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者又は代理人の負担において完全な説明をしなければならない。
 - (1) 令和8年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格)の写し又は当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有することが分かる書類
 - (2) 収集運搬に係る産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
 - (3) 中間処理に係る産業廃棄物処分業許可証の写し
 - (4) 最終処分に係る産業廃棄物処分業許可証の写し
 - (5) 収集運搬業者と中間処理、最終処分業者が異なる場合は、
 - ①産業廃棄物受入に関する保証書(中間処理業者から収集運搬業者宛)
 - ②業務委託契約書の写し(収集運搬業者・中間処理業者間)
 - ③業務委託契約書の写し(中間処理業者・最終処分業者間)
 - (6) 最終処分のみ委託している場合は、上記(5)③
 - (7) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムJWNETの加入者であることを証明する書類(加入者証等)
 - (8) 特定不利益処分を受けていないことの誓約書(別紙様式)
 - (9) 会社概要
 - (10) 排出先から最終処分に至るまでの処理工程図

(注) 上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

6 いったん提出された見積書は引換、変更、取消をすることができない。

7 その他

この契約に必要な細目は、以下によるものとする。

- ・ 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則

<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>

- ・ 役務提供契約基準

<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(別紙)

特定不利益処分を受けていないことの誓約書

私（当社）は、過去5年間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号、第10条の12の2第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 印

【特定不利益処分】

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④ 再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤ 広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥ 無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書（案）

収 入

印 紙

〔収集・運搬用〕

請負件名 産業廃棄物（混合）搬出処分業務
代金額 1 kg当り 金 円也
（うち消費税額及び地方消費税額 金 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

なお、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、代金額を決定するものとする。

排出事業者：国立大学法人筑波大学 分任契約担当役 附属病院長 平松 祐司（以下「甲」という。）と、収集運搬業者：（以下「乙」という。）は、甲の事業場：筑波大学附属病院 から排出される廃棄物の収集・運搬に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業範囲：

許可の条件：

許可番号：

2. （委託する産業廃棄物の種類及び数量）

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種類： 産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず）

予定数量： 17,000kg

3. （運搬の最終目的地）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名：

住 所：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業の区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

事業場の名称：

所在地：

4. (積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)の「容器貼付用ラベル」参照)。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

第4条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬

しなければならない。

2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害を及ぼした場合に、乙に過失がない場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（権利義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・支払い）

1. 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。
2. 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。

3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行うものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第12条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第13条 (契約期間)

この契約は、有効期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

乙

収 入
印 紙

産業廃棄物処分委託基本契約書（案）

[処分用]

請負件名 産業廃棄物（混合）搬出处分業務
代金額 1 kg当り 金 円也
（うち消費税額及び地方消費税額 金 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

なお、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）については、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等は変動後の税率により計算し、代金額を決定するものとする。

排出事業者：国立大学法人筑波大学 分任契約担当役 附属病院長 平松 祐司（以下「甲」という。）と、処分業者：（以下「乙」という。）は、甲の事業場：筑波大学附属病院 から排出される産業廃棄物の処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 処分に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：

事業区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

2. （委託する産業廃棄物の種類及び数量）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種類： 産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず）

予定数量： 17,000kg

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 :
所在地 :
処分の方法 :
施設の処理能力 :

4. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5. (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名 :
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 :
許可都道府県・政令市 :
許可の有効期限 :
事業の範囲 :
許可の条件 :
許可番号 :

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）の「容器貼付用ラベル」参照）。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害を及ぼした場合に、乙に過失がない場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（権利義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 甲は乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・支払い）

1. 甲は、乙からの業務終了報告書を受け取った後、別途、甲と収集・運搬の契約を締結する収集・運搬業者が一括して甲に請求し、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に甲は当該処分料を収集・運搬業者に一括して支払うものとする。
2. 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条 (契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互にこの契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
3. 甲又は乙から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行うものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第12条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第13条 (契約期間)

この契約は、有効期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1
国立大学法人筑波大学
分任契約担当役
附属病院長 平松 祐司

乙